添付資料 1 DNA 鑑定提供までのジョブフローと規則

DNA鑑定提供までのジョブフローと規則

- ・ DNA鑑定提供までのジョブフロー
- ・ マーカー開発規則
- 認証規則
- · DNA鑑定の検査規則
- ・ ライセンス規則と責任
- · DNA鑑定の品質確保
- ・ 品種識別マニュアルの書き方

特定非営利法人 DNA鑑定学会 妥当性委員会



(H25.6.7)

更新経歴表

更新月日	内容							
2009/6/16	添付資料1に「品種識別マニュアルの目次」を追加した。							
2009/6/22	「3. 1. 2 妥当性実施機関の条件」を追加した。 それに伴い、「3. 1委員会」を「3. 1. 1」に変更し、3. 1には「3. 1妥当性の確保」を設けた。 「図1 DNA鑑定サービスまでのジョブフロー」にstep5として「DNA鑑定の品質確保」を追加した。 「6. DNA鑑定の品質確保」を追加した。							
2009/7/8	「2.2 権利関係」の文章表現を分かり易くした。内容に変更なし。 「3.認証規則」の序論に「同一内容の検証を複数機関へ依頼し、複数機関の検証データを総合的に分析して認証の妥当性を求める」を追加した。 「2.4 自己検証」 (1)以下の株で品種判別を実施すること。 基準株:分譲元 生産者:分譲先生産者の産物 市販品:種苗会社などの流通品 を追加した。							
2010/11/2	「4.2.4 2 検体の比較検査」を追加 「4.2.5 基準値マーカーの扱い方」を追加 添付資料1に「品種識別マニュアルの目次」を削除し、 「7.品種識別マニュアルの書き方」を追加 タイトルを「DNA鑑定サービスまでのジョブフローと規則」から 「DNA鑑定提供までのジョブフローと規則」							
2011/7/5	「2.3.1 マーカーの開発」の「(3) 2bp 以上の SSR マーカー」と「(4) 誰でも活用できる検査技術」を追加							

目次

1.	DNA鑑定提供までのジ	彐	ブ	フ	口			•	•	•	•	•		2
2.	マーカー開発規則・・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		3
3.	認証規則 ・・・・・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		5
4.	DNA鑑定の検査規則	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	0
5.	ライセンス規則と責任	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1	3
6.	DNA鑑定の品質確保	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1	8
7.	品種識別マニュアルの書	き	方	•	•		•				•		1	9

1. DNA鑑定提供までのジョブフロー

本ジョブフローは、研究開発の成果を産学官の協力で実社会に提供することを目的とし、 提供までに必要な事柄とそのガイドラインをジョブフローとして図1に現します。

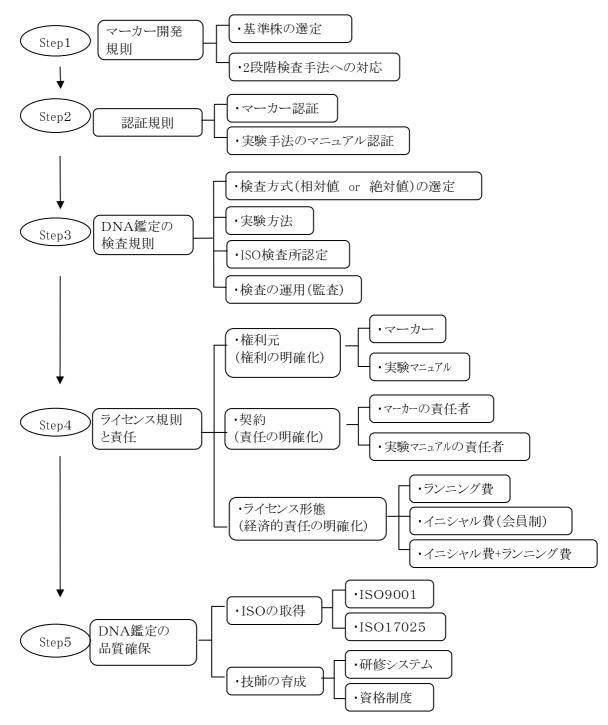


図1 DNA鑑定サービスまでのジョブフロー

2. マーカー開発の規則

2.1 基本的な考え方

DNA鑑定に必要な要素を、識別するための「マーカー」と、マーカーを検出するための「実験方法」とに区別して定義する。また、権利も各々で異なり、規則も権利に従って設定する。

2. 2 権利関係

識別の開発で発生する知的所有権は、品種などを識別する「識別マーカー」と、識別マーカーを用いて判別する実験手段を記載した品種識別マニュアルとがある。

「品種識別マーカー」は、特許権としての権利となり、識別するための実験手段を 書いた手順書の「識別マニュアル」は著作権としての権利となる。

2. 3 開発

2. 3. 1 マーカーの開発

品種識別などのマーカー開発をするにあたって、基本的に以下の事項を考慮して 開発しなくてはならない。

- (1) 基準株を明確に定めて開発 マーカーを開発するにあり、分譲している基準株を用いて開発をおこなう こと。
- (2) 2 段階検査に対応したマーカーの開発

簡易検査と精密検査との2段階で検査を可能としたマーカーであること。 簡易検査とは断片長などの簡易的な手法で判別がおこなえること。精密検 査とは現在の技術でベストと思われる判別手法の塩基配列で判別できるこ と。

- (3) 2bp 以上の SSR マーカー 電気泳動の誤差が 2bp 程度生じるため、4bp 以上の SSR マーカーが好ましい。
- (4) 誰でも活用できる検査技術 エチブロなど健康面で問題とされている物を使用しない方式とする。

2. 3. 2 品種識別マニュアルの開発

品種識別マニュアルとは、識別マーカーを使って識別する実験方法を記載する もので、学会で指定する目次に従って記載すること。内容は、第三者が使用して 品種識別が出来る内容でなくてはならない。ただし、新たな技術が開発され、マ ニュアルに記載されている内容で実験することが出来ないようなときは、新たに マニュアルを作成し、定義して実施すること。このとき、マーカーの変更をしてはならない。

2. 4 自己検証

信頼性を確認するため、品種識別の開発終了時、以下の条件で最終確認をおこなうこと。

- (1) マーカー開発した人物と異なる人物で最終確認を実施することが好ましい。
- (2) 品種識別マニュアルで検証作業を実施すること。
- (3) 以下の株で品種判別を実施すること。

基準株:分譲元

生産者:分譲先生産者の産物

市販品:種苗会社などの流通品

- (4) 実験の繰返し回数を複数回おこなうこと。
- (5) 品種確認は同一品種別個体で5固体以上の個体検査をおこない、検証結果を 提示できる状況にしておくこと。

3. 認証規則

認証業務とは、依頼元から提供されたマニュアルに記載している「DNAマーカーと検査手順」について、同一内容の検証を複数機関へ依頼し、複数機関の検証データを総合的に分析して認証の妥当性を求めるものである。

検証業務とは、マニュアルに従って検査を実施し、手順の再現性確認と識別の認証率を 求めるものである。

認証率とは、サンプル採取した複数の生物検体を、マニュアルに従って検査をおこない、 DNAマーカーによる判別の結果をデータ評価したもので、DNAマーカーでの品種一致 率を求めたものである。

3.1 妥当性の確保

妥当性を確保するために、委員会を設け、妥当性に相応しい機関で実施しなくては ならない。

3.1.1 妥当性委員会の設置

認証業務は複数人の第三者委員会(中立委員を委員長として、大学、独立法人研究機関、民間等の専門家から構成)で構成させ、検証機関の選定、サンプルの採取および認証率を合議の上で決定し、図2の認証業務フローに従って遂行すること。

3.1.2 妥当性実施機関の条件

妥当性とは、品種基準株の選定、品種識別マーカーの開発方法、マーカーの認証率およびDNA鑑定検査方法を検証して評価し、その妥当性を判別することである。そのため、妥当性には中立性と公平性が要求されるため、以下の業務に係わっている機関が妥当性業務を実施してはらならい。

- (1)品種識別マーカーの開発業務
- (2)DNA鑑定による検査業務
- (3)種苗の管理業務

3. 2 認証基準

委託された認証業務において、帳票にて申請を受付け、以下の条件をクリアした申請 のみを受け入れるものとする。検査手順のマニュアルがあること。

- (1) 検査手法の中にコントロールマーカーが定義されていること。
- (2) マーカー判別手法において、最終的に塩基配列を読み取ることで正確な判別できる方式であること。
- (3) マーカーの探索において、以下の条件を実施して決めること。
 - ・同一DNAで繰返し実験をし、再現性の確認をおこなう。

5

- ・同一品種の複数個体との比較を実施する。
- ・異なる品種に対しても、1品種複数個体で比較を実施する。

3.3 検証機関の選定基準

検証機関の選定基準とは、検証業務を実施する機関を選定するための基準について 定義したものである。(基本的には I SO17025の試験所認定機関のレベルに準拠 した検証機関であることが望ましい)

1)機関選定の手法

学会の法人会員に対して公募をおこない、応募機関の中から選定することを原則とする。ただし、応募の中に認証を取得している機関が無い、あるいは何らかの都合で公募がおこなえないときは、委員会で協議して検証先を決定する。

2) 検証機関の選定基準

認証資格として、ISO17025, ISO15189 または ISO9001 を取得している機関を優先することを原則とする。但し、何らかの事情により、認証を取得していない機関を選定対象とするときは、以下に述べるチェック項目に従い当該機関のチェックを委員会でおこなう。

- (1) 検証機関に試験所品質管理マニュアル相当のマニュアルがあること。
- (2) 検証機関は検証業務に関する権限と責任を明確にした組織表が作成されていること。(機密保持体制、職員への内圧外圧の排除を含む)
- (3) 品質マニュアルには品質管理者、技術管理者の権限と責任が明確に記載されていること。
- (4) 検証機関の品質マニュアルには品質目標、品質方針の記載があること。
- (5) 検証機関は文書管理体制(品質マニュアル等の配布管理、文書ファイル、文書改定、文書保管管理、文書取扱責任者など)が整っていること。
- (6) 検証機関では依頼内容の確認、記録が取られていること。
- (7) 検証業務に使用する検査機器、試薬などの購買、受入検査の記録を保持していること。
- (8) 検証業務に関する不適合試験業務の管理(不適合処理、是正処置、予防処置) が行われていること。
- (9) 検証業務の見直しのための内部監査及びマネジメントレビューが行われていること。
- (10) 検証業務に関与する職員の教育訓練、資格認定を実施していること。
- (11) 検証業務に関する施設の適合性の記録(温度、湿度、環境制御など)を 取っていること。
- (12) 検証業務に関する試験方法及び妥当性確認(検査手順書の適合性、検査

手順書の改定、対応規格の有無、対応試験方法の有無、不確かさレベルの確認など)

- (13) 検証業務に関する検査機器の保全計画及び実績、検査機器の設備管理台 帳、ソフトウエアの管理記録を整備していること。
- (14) 検証業務、測定のトレーサビリティの確保がおこなわれていること。(認証標準物質又は標準物質、検査機器、試薬など)
- (15) 検証業務に関する試験試料の識別管理、保管管理を行っていること。
- (16) 検証業務に関する品質の保証(精度管理:正確さ、再現精度の管理)を 行っていること。
- (17) 検証業務に関する鑑定の報告実績があること。

以上のチェック項目に関して70%以上の適合性があることが望ましい。

認証機関の選定確認用のチェックリストは別添の「ISO17025試験所またはISO17025試験所相当レベルに該当するかどうかを確認するための監査チェックリスト」を使用する。

3. 4 サンプルの採取基準

マニュアルに記載されている DNAマーカーで判別を実施するためのサンプル採取基準を定義する。サンプルは以下の観点で採取する。

1)標準株

標準株を管理している機関から、同一株を複数個採取する。これは、DNAマーカーが標準株に対して、どの程度の妥当性があるか判別するためである。

2) 市販品

市販されている株を複数個所から購入し、DNAマーカーで判別する。これは、DNAマーカーと市販品株とにどの程度の差異が生じているか判別するためのものである。

3) 多品種との妥当性

上記、1), 2) は同一品種株に対する妥当性評価のためであるが、異なる品種に対しても同様の判別を実施すること。

3. 5 認証率

妥当性を確保するために、検証機関を複数機関選定し、各機関に同一のサンプルを与えて検証業務を実施させる。認証率は、依頼されたDNAマーカーと標準株および市販品との一致率をまとめて求める。

3.6 是正処置及び予防処置

学会での認証活動において発生した問題点とその対策を記録し、是正処置を講じる

ことで、その後の予防処置をおこなう。

学会での認証活動は、認証委員会での討議内容を議事録として残し、是正処置が発生した場合は是正処置内容を対象の検証機関に報告して、1ヶ月以内に是正処置報告書を検証機関に提出してもらいその内容を再度認証委員会にて審議して最終的な検証機関の選定を行う。

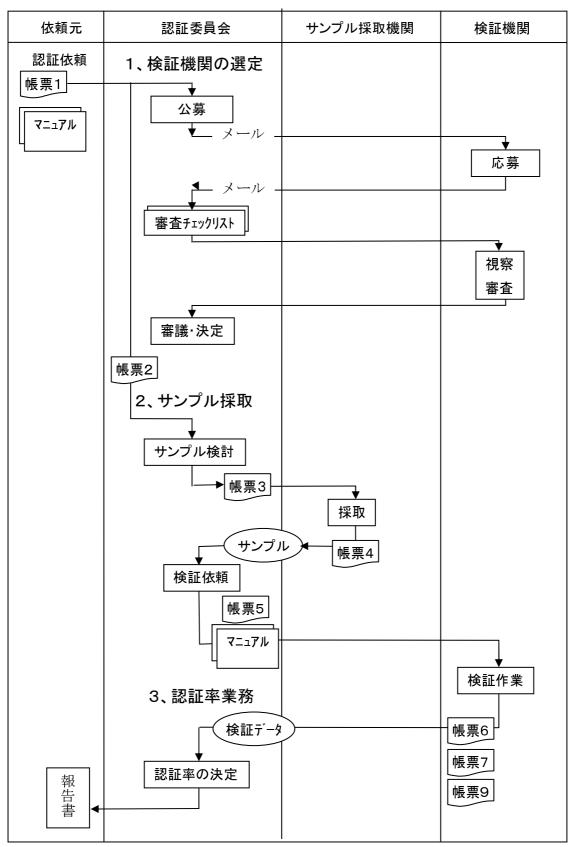


図2 認証の業務フロー

4. DNA鑑定の検査規則

4.1 基本的な考え方

DNA鑑定において、品種識別マニュアルで識別の実験方法などを記載しているが、全機関がマニュアルに記載されている同一の環境で実験することは現実的でない。そのため、以下の指針を設けることで、DNA鑑定の品質を確保する。

(1) 検査の手法

基準品種と被検査物のマーカーを一緒に、あるいは平行に測定し、基準品種マーカーと被検体のマーカーを相対比較する。

(2) 基準品種の設定

検査の前に基準品種を設定して検査をおこなう。

(3)2段階検査

簡易検査と精密検査の 2 段階検査方式とし、精密検査では塩基配列で判別する。

4.2 DNA鑑定の検査

4.2.1 検査の手法

DNA鑑定の検査は大きく分けて、基準品種のマーカー値を基準値として定義して置き、被検体のマーカー測定値と基準値とを比較して判別する方法の絶対値方式と、基準品種のDNAと被検体のDNAとを一緒に、あるいは平行に測定する相対値方式とに区別することが出来る。絶対値方式では、検査に使用する機器など、各検査機関の環境が異なると、測定値にバラツキが生じる。そのため、判別の信頼性を確保するためには、各検査機関の環境が異なっても、同じ測定結果を得ることができる相対値方式を用いるものとする。

4.2.2 基準品種の設定

前記の相対値方式によるDNA鑑定方法は、基準品種のDNAを保存して置き、そのDNAを使用する方法と、基準品種の固体を保存して置き、検査に時にDNAを抽出して使用する方法がある。相対値方式ではどちらの手段を用いてもよい。基準品種のDNAを抽出して使用する方法は、品種の基準株を複数個体用意し、個々のマーカーを測定して同一の測定値が多く存在したDNAを基準DNAとして使用する。

4. 2. 3 2段階検査

現在のバイオテクノロジーおいて、十分な証拠能力を有する検査結果を出すためには、最終的にマーカー部位の塩基配列で判別を行なうことが最善の手法である。しかし、常に塩基配列を読取って判別することはコスト面から現実的でない。そこで、まず簡易検査によって基準品種と異なる品種の疑いがあるかどうかのスクリーニングを行い、その結果、基準品種と異なる品種の疑いがあるものについては、精密検査としての塩基配列決定を行なうという2段階の検査システムを採る。

この2段階検査の方式は、以下のような利点を持つ。

- (1) 簡易検査の結果により精密検査の必要性を判断できるため、手間と費用のかかる精密検査を行なう件数を減らすことができる。
- (2) 簡易検査のみでは証拠として不十分とされる危険性を、精密検査の結果 によって払拭することが可能となり、十分な証拠能力を有する検査を行な うことができる。

従って、簡易検査は、後に精密検査を行なうことを考慮して、精密検査を行うに 十分な量と質の検体または検体から抽出した DNA を保存できるような簡易検査で なくてはならない。

4.2.4 2 検体の比較検査

2 検体を電気泳動の分離で比較するときは、検体ごとに異なる蛍光色素を標識して、一緒に電気泳動させる。これは、検体を別々に電気泳動すると電気泳動の環境が毎回異なるため、誤差が生じることを防ぐためである。

4. 2. 5 基準値マーカーの扱い方

検体が多くて一緒に電気泳動できない様なときは、基準マーカー&サイズマーカーを用いてマーカーと一緒に検体と電気泳動させる。基準マーカー&サイズマーカーの測定値を基準として、検体の測定値を正規化し、比較する。このとき、電気泳動が異なると基準マーカーやサイズマーカーの測定値にも誤差が生じることを考慮する必要がある。

4.3 検査機関の認定

検査機関の認定は、以下に示す検査方法に準じて作を実施できる機関を認定する 方式とし、DNA鑑定の品質監査を定期的におこない品質を維持させることを目 的とする。

- (1) 識別マーカーは学会で指定するものを使用すること。
- (2) 基準品種株は学会が指定したものを使用すること。
- (3) 測定は相対値方式でおこなうこと。
- (4) 自機関における実験用マニュアルの作成をおこない、当該マニュアルの更 新経歴管理など品質を維持するためのシステムを向けていること。

- (5) マニュアルは学会で指定する目次に従って記載すること。
- (6) 実験マニュアルの妥当性として、一定量の品種識別を実施したデータを学会に提示すること。
- (7) 各実験過程において記録を取り、ドキュメント管理をおこなうこと。
- (8) 学会は、認定機関に対してのクレーム窓口を用意すること。

5. ライセンス規則と責任

5.1 目的

DNA鑑定サービスをビジネス社会に組み入れるためには、トラブル発生時の対処ができるよう責任の所在や関連する知的財産などの権利を明確にしておかなくてはならない。そのためには、関係する機関との権利関係を明確にし、契約書を結んで鑑定サービスを実施しなくてはならない。

特許登録済のマーカー:実施権のライセンス契約(ライセンス費)を結ぶ。

特許未登録のマーカー:技術コンサル(技術指導費)という形で契約を結ぶ。

責任の所在や権利を明確にし、技術漏洩および無断使用の状況にならないようにする。特に営利企業へ技術供与する場合には特に注意する必要がある。

5. 2 権利内容

DNA鑑定の技術に関連して発生する権利には、識別をするための「識別マーカー」と実験手法を記載した「検査マニュアル」の二種類の知的所有権があり、各々の権利は表1に表すように権利の種類が異なる。

識別マーカーを権利化するためには特許を取得することによって権利を主張することができる。検査マニュアルについては刊行物と同様、著作物として権利化することができる。ただし、検査マニュアルに記載している内容を権利化するときは、新規性のある内容について特許を取得する必要がある。

種類	知的原	听有権	実施権					
	特許権	発明者	出願人であるが、一般的に委託開発費で開					
			発した場合は、全ての権利(研究成果)が委					
識別マーカー			託開発の依頼元に所有する旨の契約条項が記					
			載されている。					
	著作権	作成者	著作物であり、多方面へ配布するなどの場					
			合には、作成者の了解が必要であるが、一般					
識別マニュアル			的に委託開発費で開発した場合は、委託契約					
			書(または研究成果の納入)で依頼元に					
			権利が帰属される。					

表 1 知的所有権

5.3 権利の帰属

権利の帰属先は開発の条件によって異なるが、一般的には図3に示すような構成に

なっている。権利は発明者が権利化し、出願人が実施権を持つために発明者との間で 取り決めを交わす。例えば、特許ロイヤリティまたは製品化などで得た利益をどのよ うに分配するかを決めておくなどの方法で、利益を発明者に還元するためである。

基本的には実施権は出願人に帰属するが、委託研究によって生まれた発明については、委託契約書で依頼元に帰属する契約となっていることが一般的である。ただし、国の委託研究などでは、依頼先が大学などの非営利団体のときは申請すれば依頼先へ帰属させることができる場合もある。そのため、権利を実施したい者は権利の帰属している機関を探して、そことライセンス契約を結ぶ必要がある。

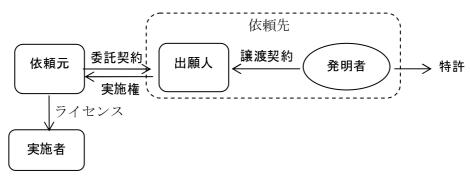


図3 権利関係

5. 4 実施時の責任関係

DNA鑑定の実施形態における責任の所在は、知的所有権を権利化した場合と権利 化しなかった場合とで異なる。開発と権利関係を図4にDNA鑑定と責任の所在を表 2に表して説明する。

5.4.1 開発と権利関係

DNA鑑定の開発に関係する機関としては下記の機関が存在し、その役割と権利関係を下記のように定義する。

開発依頼元:識別マーカーの開発を依頼する。

開発機関:開発依頼元から依頼された識別マーカーの開発をおこなう。

認証機関 : 開発された識別マーカーの妥当性として、基準株や品種識別の認証

率などの評価をおこなう。

検査機関:開発された識別マーカーでDNA鑑定サービスをおこなう。

一般的に、識別マーカーの開発をおこなう場合、全ての権利が開発依頼元に所属するよう委託契約書に記載されているため、ライセンスの契約は開発依頼元と契約することになる。しかし、国の委託研究では、開発機関が大学などの非営利のときは、権利の譲渡を申請することにより、開発機関に帰属させることができる。このようなと

きのライセンス契約は開発機関と結ぶことになる。

そのため、企業がDNA鑑定サービスを実施するときは、権利の帰属先を明確にして、ライセンス契約を結ぶ必要がある。

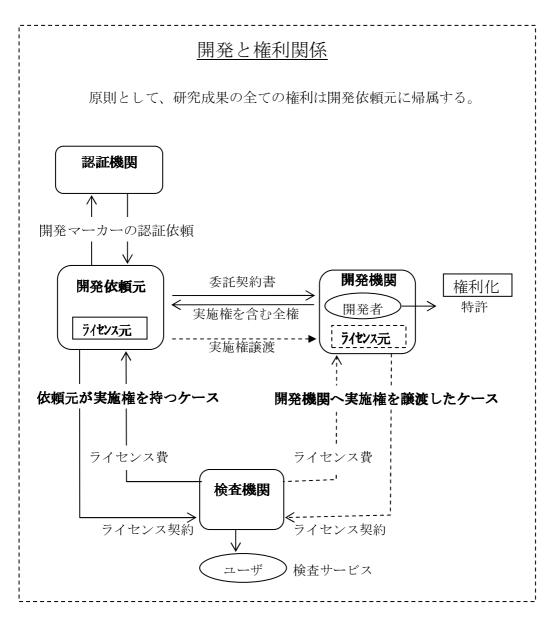


図4 権利化した場合

5. 4. 2 DNA鑑定と責任の所在

DNA鑑定における責任の所在として、ライセンス元、検査機関および認証機関の3 機関が存在し、知的所有権を権利化した場合としなかった場合で責任の所在も異なる。

DNA鑑定結果で生じる問題としては以下の事象が予想され、そのときの責任の所在を表2に示す。

(1) 検査作業における瑕疵義務

検査時の作業ミスで結果が正確にでなかった。 検査機関の問題であり、権利関係の責任とは関係ない。

(2) 検査マニュアルの不備

検査マニュアル通りに実施したが検査結果が正確にでなかった。

一般的に検査機関では検査マニュアル採用時に不備を確認するため、通常では 起こりえないが、起こった場合は契約条項に従う。

(3) 識別マーカーの認証率

定義されている認識率の精度で識別できない。

認証における責任の所在は、権利化の形態に関係なく、妥当性評価を実施した場合、評価した認証機関の責任となる。妥当性評価を実施していない場合は、ライセンス契約の有無で異なり、契約しているときは、ライセンス元の責任となり、未契約のときは検査機関の責任となる。

表2 DNA鑑定と責任の所在

形態	ライセンス 契約		妥当性	検査結果の責任(検査の瑕疵は除く)						
712 704			の実施	ライセンス元	検査機関	認証機関				
知的所有権を権利		有	実施			0				
化した場合	必要	1	未	0						
	必安	無	実施			0				
		.#K	未		0					
知的所有権を権利		有無無	実施			0				
化しなかった場合	不要		未	0						
	小安		実施			0				
			未		0					

5.5 ライセンス費

ライセンス契約を結んでDNA鑑定サービスを実施するときは、知的所有権者に対してロイヤリティの費用を支払う必要がある。一般的にロイヤリティの支払い方法には、「イニシャル費」、「ランニング費」および「イニシャル費+ランニング費」の3タイプがあり、契約時に明確にしておく必要がある。

イニシャル費: ライセンス費として、最初に一度だけロイヤリティ費を支払う。

ランニング費: 1回ごとの検査に対してロイヤリティを支払うもので、検査費用の%

で支払う。

イニシャル費+ランニング費: 初期にロイヤリティを支払い、且つ、検査時にも1回

ごとのロイヤリティを支払う。

6. DNA鑑定の品質確保

DNA鑑定の実施にあたってISOの取得、また、検査を実施する検査技術者の技術水準を維持するなど、品質を確保することが必要である。

6.1 ISOの取得

DNA鑑定を実施する機関は、国際水準の品質保証を確保するため、ISOを取得することが望ましい。

I SO9001: 品質保証の認証 I SO17025: 検査所の認定

6.2 技師の育成

DNA鑑定の検査を実施する技師の水準を確保するため、資格制度を設け、検査する技師の技術水準を基準化する。さらに、技術を維持するための仕掛けを設け、変化するDNA鑑定技術に対応できるようにする。

7. 品種識別マニュアルの書き方

【基本的な書き方】

- 2) マニュアル使用の対象者は、当該種を扱った経験の無い検査技師であることを前 提に記載する。

【目次】

1. 適用範囲(具体的な適用の範囲や目的を述べる)

このマニュアルで検査できる対象範囲を記載する。

例:北海道立十勝農業試験場で保存している小豆が対象である。対象試料は粒であり、 加工品は対象としていない。

- 2. 一般事項(識別に必要とされる一般的な規格、指針、ガイドなどがあれば記載する)
 - 一般的に注意しておく事項について記載する。

例:

- ・本技術については、技術開発元の〇〇が特許出願中(出願番号 XXXX)であるため、業務利用については出願者の許諾が必要である。
- ・品種DNAと被検体DNAとの相対値での検査でおこなうこと。
- ・ JAS 分析試験ハンドブック 遺伝子組換え食品検査・分析マニュアル 改訂 第2版

(平成14年6月20日 (独)農林数遺産消費技術センター)を参照。

3. 測定の原理(測定の原理を簡潔に述べる。識別能力にも言及する) DNAマーカー及び識別方法の原理について記載する。

例:

- ・ ○○を利用した品種特異的マーカーの測定法。××種類の品種識別が可能。 (以下、具体的な品種名を列挙)
- 4. 識別方法(具体的な識別方法名を記載する) 識別方法の手段について記載する。

例:

・本技術は、作物の進化過程において発生した、ゲノム上の品種特異的な short sequence repeat (SSR) マーカーの反復回数の違いを、SSR を含んだゲノム領域の増幅鎖長の違いにより識別する、SSR 法である。

4.1 方法の要旨

この方法を用いた趣旨を記載する。

例:

・近年増加しつつある海外からの○○の輸入に際し、国内生産者の育成者権保護のために、類似品種の識別の必要性が増大している。輸入品の場合、輸送・保存のための加工処理により DNA が断片化する場合が多い。SSR 法はゲノム DNA の非常に短い領域のみを検査対象とするため、断片化した DNA でも、高感度かつ高精度に品種識別が可能である。また、本法において利用する××種類のSSR マーカーは品種ごとの多型性が高く、多型間のマーカーサイズの違いも大きいため、相互に明確な識別が可能である。

4. 2 検査試料

検査試料の種類および量や、入手先の選定理由について記載する。

例:

・○○の葉、子実、葉柄を検査試料対象とし、病害や虫害等の損傷のない健全な組織を用いる。1サンプルは1葉、1子実、または1本の葉柄(各××グラム程度)とし、複数の検査試料を複数回検査する。検査試料は、依頼元より提供された。基準とする○○は、△△研究所より、凍結葉を入手する。入手した検査試料は、-20℃以下に冷凍保存する。

4. 3 購入試薬

購入する試薬を記載する。

例:

- エタノール (96-100%) (和光純薬、Cat No:057-00451)
- ・マーカーA 特異的プライマーペア (受託会社に合成を発注)

A-F: GACTCGATAGTTACGATC A-R: TCAGTTACGATCGAGCTA

4. 4 調製試薬

調整・保存方法を記載する。

例:

・ マーカー特異的プライマー

滅菌蒸留水を用いて各 $10 \text{pmo} 1/\mu 1$ に調製。1.5 m 1 チューブに $100 \mu 1$ ず つ分注し、-20 C以下で凍結保存。一度検査に用いたチューブに残った 溶液は破棄。

4. 5 機器・プログラム

使用する機材を記載する。

例:

- ・粉砕器:本法では、水分含量の高い試料に適したものを用いる。分解洗浄、 滅菌が出来るものが望ましい。△△は DNA を分解するため使用し てはならない。
- ・DNA 溶液濃縮装置: (品名) 遠心濃縮機 (メーカー・型番) TOMY CC-105

4.6 実験操作

色々な方式があると思われるが、下記の趣旨に従って記載すること。また、各 工程において、実験時の注意事項を記載すること。(例えは、泡を取り除いてから 処理するなど)

4. 6. 1 操作準備作業

基準を設けて実施する。

例:

- ・ 安全確保:検査者は、白衣、防護用眼鏡、ゴム手袋を着用する。
- ・ 実験準備:恒温漕を○○℃に調整しておく。

4.6.2 操作場所

実験する場所を記載する。

例:

- ・有機溶媒の分注操作はドラフト内で行う。
- ・DNA 抽出と PCR 増幅反応は別室で行う。

4.6.3 試薬及び器具

使用する試薬や機器の種類を記載する。検査の各過程に必要なものをすべて列挙する。

例:

購入試薬

- 電気泳動溶液
 - 1) 2000ml プラスチック体積計で超純水 1960ml を計量し、2000ml プラスチックびんに入れる。
 - **2)** 50ml ピペットで 50X TAE 40ml を計量し、超純水に加える。
 - **3**) 2000ml プラスチックびんの蓋をしっかり閉め、20 回転倒混和し、電気泳動溶液とする。

(室温で1カ月保存可能)

4. 6. 4 試験材料の取り出し

マーカー開発に使用した株や自己検証に用いた株とその調達先を記載する。

4. 6. 5 DNAの抽出操作

操作手順を記載する。

「試料の $2\sim3$ 倍程度」、「 $\bigcirc\bigcirc$ の一部を別に取り」などの曖昧な表現を避け、「試料重量の 2.5 倍」、「 $\bigcirc\bigcirc$ の×× μ 1 を微量分注器で別の 1.5m1 チューブに取り分け」など、全ての操作について、具体的な操作が迷いなくできる表現にする。

4. 6. 6 PCR增幅操作

DNAの増幅方法を記載する。(コントロールを入れて確認する) コントロールは何をどれだけどのように用意するか、なども具体的に記載する。

4. 6. 7 DNAマーカーの検出方法について説明する。

電気泳動によるDNAの分離での検出や、塩基配列読み取りなどの方法の種類、 コントロールには何をどれだけどのように用いるか、なども、数量的な表現で明確に記載する。

検出の有無を判断する場合には、たとえば、「 $\bigcirc\bigcirc$ 機の $\times\times$ の条件における読み取り結果のピーク値が \triangle ム以上」など、その根拠を明確にする。

4.6.8 データ解析、判定

複数回の実験を実施してデータを解析する。

判定基準を明確に記載する。基準値との比較をする場合には、基準値の定義と 不確かさおよび検査値とその不確かさを明確に記載する。基準値を複数設定する 場合には、それらの利用法とその根拠を記載する。「実験によっては」のでは、正 確な判定はできない。

複数の基準値を解析や判定に用いる場合には、その必要性の根拠、用い方などを 具体的に明確に記載する。

4.6.9 実験操作フロー図

実験手順のジョブフローを記載する。

サンプルから DNA 抽出、識別用反応、識別操作、判定までの全体の流れを、 方法の名称 (PCR、DNA シーケンサーによる鎖長解析など) とともに 1 枚の図に する。上から下へ、矢印で各作業をつなぐ。

5、トラブルシューティング

実験時のトラブル対策についてのQ & A を、上記本文中の記載に対応して記述する。 例:

・DNA 濃度が \bigcirc ong/ μ 1 に満たない場合 エタノール沈殿で濃縮を行う。

具体的には、 $\times \times \mu 1$ の $\triangle \triangle$ を加え、・・・

(本文の手順中では「DNA 濃度が \bigcirc Ong/ μ 1以上であることを確認後」などと記載があり、脚注などで、「DNA 濃度が \bigcirc Ong/ μ 1に満たない場合についてはトラブルシューティング参照のこと」と書いておくことが前提)

6、是正処置

是正依頼票など是正が必要と思われる事項についての情報収集をおこなう仕組みを 記載する。

例:

・実験操作内容改善、プロトコールの不明箇所改善、手法改善等に役立てるため、マニュアル使用者に「問題票(別紙 001)」を配布し、記入してもらって回収する。記載された事項について、是正処置担当者は、原因を究明し、適切な是正処置を選択して、是正依頼票を作成する。文書発行責任者の承認後、是正依頼票をマニュアル作成者へ渡し、マニュアル作成者はマニュアルの是正を行う。マニュアル作成者が是正処置を行った場合、審査、承認を経て本プロトコールの「変更改訂履歴」へ内容を記載し、マニュアル使用者へ報告する。是正処置担当者は、是正されたマニュアルの使用者に聞き取りを行い、是正処置が効果的に行われて問題が解決されたかどうかを監視する。問題が解決されない場合は再度、是正処置を行う。

実験操作については操作の順番に従った操作フロー図(作業ブロック図)を付ける ことが推奨される。

付属文書: (本文規定以外に参考になる文書や文献があればそれらを付属文書として 番号をつけて記述する。)

参考文献: (本文での引用文献名、参考文献名とそれらの引用番号を本文に1)、2) のようにつけてその文献名称を順番にリストアップする)